



埼玉県報

第482号
令和6年(2024年)
1月19日
金曜日

目次

告示

- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 和光都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 宅地建物取引士関係申請手数料の徴収事務委託（建築安全課）
- 高度警察情報通信基盤システム連携サーバの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道東武動物公園停車場線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道久喜騎西線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第五十九号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十号

和光市から和光都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六十一号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定により告示する。

令和六年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による
神川町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第六十二号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市川面地内

四 作業期間

令和五年十二月十三日から令和六年二月二十九日まで

告示

埼玉県告示第六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

手数料	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第八十七号、第十九号、第九十一号及び第九十二号に規定する手数料	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町六番十五号 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 代表理事 飯田 成寿 東京都千代田区紀尾井町三番三十号全日会館 公益社団法人全日本不動産協会 代表理事 中村 裕昌	令和六年一月四日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

高度警察情報通信基盤システム連携サーバの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年11月10日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

184,258,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年9月29日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>東武動物公園停車場 線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町百間二丁目九二番一 地先から北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目一 六二四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年一月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年九月二十日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第十八号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三九一・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	久喜市上清久字蔵前八三五番一 地先から同市上清久字藤本二七四番一 地先まで	区 間
一五・〇〇 一一・五〇	九・七六 一四・〇五	敷地の幅員 (メートル)
三一五・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	久喜市上清久字西道下二二二番地先から同市上清久字西道下二五七番一地先まで	区 間
一一・八五〇 一五・七九	七・五三〇 八・五八	敷地の幅員 (メートル)
	三〇五・〇〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年一月十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年一月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部を改正する規則について

ロ その他